

一般社団法人日本膝関節学会

慶弔規則

- この規則は、一般社団法人日本膝関節学会（以下、「この法人」という）の名誉会員、理事、監事及び本学会の発展のために、顕著な貢献が認められた者（本人）を対象とする。
- この法人は、名誉会員、理事、監事、評議員等が勲位に叙せられたとき、又は死亡のとき、慶弔の意を表するものとする。
- 物故会員に対して、総会で黙祷をささげるものとする。
- 祝辞、弔辞又はその打電、供花については、諸般の事情を懸案の上、決定する。
供花：16,500 円（1 基、税込）
弔電：5,000 円まで
香典：30,000 円

祝意・弔意の基準は下記の通りとする。

	名誉会員 特別会員	理事・監事	会長経験者	評議員	正会員 準会員
供花	○	○	○	-	-
電報	○	○	○	○	-
一斉メール	○	○	○	-	-
参列 (代表者)	個別対応			-	-
香典				-	-
弔辞 (代表者)				-	-

附則

- この規則に定める以外の細則は、理事会が別に定める。
- この規則は、2024 年 6 月 17 日から施行する。